

福岡市研究開発型スタートアップ成長支援事業補助金募集要項

1 事業目的

この事業は、将来的に福岡市の経済をけん引する独自技術を持った研究開発型スタートアップ等に対し、事業の推進に係る経費等を助成することにより、更なる成長を支援することを目的とします。

2 事業概要

この事業では、起業家、研究開発型スタートアップ等の幅広い成長フェーズに対応した支援を行うため、補助率・補助額・補助対象経費等が異なる、2つの補助金のコースを設置します。

	A コース	B コース
補助額	200 万円以内	800 万円以内
補助率	補助対象経費の 10 分の 10	補助対象経費の 3 分の 2
補助対象期間	交付決定により定めた日から令和 9 年 3 月 31 日まで	
併願	併願不可	

3 補助対象者について

補助対象者は、各コースの対象要件をすべて満たすものとします。

(1) A コース対象要件

- ① 大学等の研究成果などを活用した事業を行う中小企業者又は年度内の起業を計画する起業家であり、以下の要件を満たすこと（注1）（注2）。
 - ・福岡市内に本店を有する又は年度内に市内に新たな拠点を設置する計画があり、将来にわたって福岡市内で事業継続する意思を有すること。
 - ・中小企業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の初日に、創業から5年を経過していないこと。
- ② 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- ③ 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) B コース対象要件

- ① 大学等の研究成果などを活用した事業を行う中小企業者であること（注1）（注2）。
- ② 補助金の交付の決定を受けた年度の初日に、創業から10年を経過していないこと。
- ③ 福岡市内に本店を有する又は年度内に市内に新たな拠点を設置する計画があり、将来にわたって福岡市内で事業継続する意思を有すること。
- ④ VC等から既に出資を受けていること（注3）。
- ⑤ 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- ⑥ 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

でないこと。

注１：「大学等」とは国公立私立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等をいいます。

注２：本事業における中小企業者の定義

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

※上記、中小企業の定義に該当する者でも、下記に該当する者は対象外といたします。ただし、事業計画上これらを変更する計画を持つ場合を除きます。

- ・発行済株式の総数の過半数を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の過半数を占めている中小企業

注３：「VC等」とは、VC、CVC、投資事業有限責任組合、大学等をいいます。

エンジェル投資家等の個人投資家は除きます。

4 採択企業数

- （１） A コース：4 件程度
- （２） B コース：2 件程度

5 補助対象事業

福岡市産業の国際競争力強化や雇用の拡大に寄与し、社会課題の解決に資する等、優れた事業と認定された場合に補助金の対象となります。

6 補助対象経費等

補助金の対象となる経費は、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費とします。

（１） A コース補助対象経費

補助対象経費	内容
① 大学等に帰属する特許の使用料	・特許使用料 等
② 創業後、法人において新たに取得する特許の出願、維持に係る経費	・出願手数料、特許（登録）料 ・名義変更手数料、更新手数料 ・出願、維持にかかる専門家利用料 等
③ 研究開発費	・原材料費、消耗品費 ・機械装置等の購入費、リース料

	・試験費用、試験委託費用 等
④ 資金調達・事業提携を目的として、商談のために展示会等に出展する際に要する経費	・資金調達、事業提携のための展示会出展・イベント参加等にかかる小間料、参加費 ・交通費、宿泊費等の出展にかかる旅費 等
⑤ 人件費（注４）	・上記①～④にかかる時間に対応する直接人件費 ・経理事務に従事する場合の時間に対応する直接人件費 等
⑥ その他、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費	・ただし、交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外します。

（２） B コース対象経費

補助対象経費	内容
① 試験機、試作機、試作品等の開発にかかる費用	・原材料費、消耗品費 ・加工費 ・機械装置等の購入費、リース料 ・試作機等製作委託費、発注費 等
② 試験機、試作機、試作品等による実証実験やデータ収集等にかかる費用	・試験費用 ・試験委託費用 等
③ 旅費、人件費（注４）	・上記①～②に対応する旅費 ・上記①～②にかかる時間に対応する直接人件費 等
④ その他、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費	・ただし、交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外します。

注４：人件費の対象は、申請者と雇用関係が結ばれている者に限ります。

法人の役員であっても、対象業務に従事するのであれば、人件費として計上可能です。

（３） 留意事項

- ① 国、地方公共団体（本市を含む。）その他のこれらに準ずる団体より、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、本補助対象経費から除外します。
- ② 消費税は補助対象経費に含みません。

7 公募スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------|
| （１） 募集開始 | 令和８年８月２１日（金） |
| （２） 質問書締切 | 令和８年９月１６日（水）１７時 |
| （３） 交付申請締切 | 令和８年９月３０日（水）１７時 |
| （４） 一次審査 | 令和８年１０月上旬頃（予定） |
| （５） 一次審査結果通知 | 令和８年１０月中旬頃（予定） |
- ※申請件数その他の状況により、一次審査を実施しない場合があります。
- | | |
|----------------|----------------|
| （６） 二次審査 | 令和８年１０月下旬頃（予定） |
| （７） 交付・不交付決定通知 | 令和８年１１月上旬頃（予定） |

8 提出書類について

各コースで定める申請書類をすべて提出してください。

（３）に記載する書類については、該当ある場合のみ提出してください。

(1) Aコース提出書類

※起業予定者については⑤⑥⑦の提出は不要

- ① 交付申請書（様式第1号）※【記載例】交付申請書（別紙1）をご確認の上、記入してください。
- ② 補助対象経費収支予算書（様式第2号）
- ③ 事業計画書（Aコース申請用）（別紙2） ※最大20ページまで
- ④ 役員名簿（別紙4）（注5）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（注6）
- ⑥ 定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営方法等について定めたもの。
- ⑦ 直近3か年分の財務諸表（注7）

(2) Bコース提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）※【記載例】交付申請書（別紙1）をご確認の上、記入してください。
- ② 補助対象経費収支予算書（様式第2号）
- ③ 事業計画書（Bコース申請用）（別紙3） ※最大25ページまで
- ④ 役員名簿（別紙4）（注5）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（注6）
- ⑥ 定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営方法等について定めたもの。
- ⑦ 直近3か年分の財務諸表（注7）
- ⑧ VC等からの出資報告書（様式第3号）

(3) 該当ある場合のみ（A・Bコース共通）

- ① 推薦書（別紙5）
※過去に出資を受けた、または出資計画のあるVCや事業会社等の投資家からの推薦書。
- ② その他参考となるべき書類

(4) 留意事項

- ① (3)の①の書類について、推薦者の押印は必要ありませんが、推薦者に対し、事務局より個別に提出書類の内容確認を行う場合があります。
- ② (1)の①及び②並びに(2)の①及び②の書類を作成する際は、記載例を参考にしてください。

注5：別紙4に、代表者及び役員の氏名、フリガナ、生年月日（元号表記）を記載してください。

この情報は、福岡市が関連する事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へと照会することに使用します。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます。（監査役、幹事、事務局長は含みません。）

注6：直近3カ月以内に法務局が発行した現在事項全部証明書を提出してください（履歴事項全部証明書でも可）。

注7：直近3か年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書を提出してください。
設立後の決算が3か年に満たない場合は、提出が可能な範囲のもので可とします。

9 質疑について

本公募について質問事項がある場合は、「質問書（様式第4号）」を提出してください。

（1）質問書提出期限

令和8年9月16日（水）17時

（2）提出先・提出方法

質問書を「15 事務局」のメールアドレスへ提出してください。また、質問書を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡してください。

（3）質問についての回答

令和8年9月24日（木）（予定）に下記のホームページに掲載します。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/kenkyukaihatsu_hojokin_2026.html

10 交付申請及び審査について

提出された「事業計画書」等書類に基づき、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、補助対象者を決定します。ただし、申請件数が少数である場合その他福岡市が不要と判断する場合は、一次審査を省略し、全申請者を対象として二次審査を実施する可能性があります。

（1）提出期限

令和8年9月30日（水）17時

（2）提出先・提出方法

「8 提出書類について」に示す提出書類を「15 事務局」のメールアドレスへ提出してください。また、提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡してください。

※電子データのファイル形式はPDFとする。

※添付ファイル合計は10MB以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して送信すること。

（3）一次審査（書類審査）

結果通知：令和8年10月中旬頃（予定）

（4）二次審査（プレゼンテーション審査）

① 日程：令和8年10月下旬頃（予定）

② 結果通知：令和8年11月上旬頃（予定）

（5）審査における評価の観点及び配点

「17 参考（評価基準）」のとおり

（6）留意事項

・審査を行うにあたり、事務局より個別に提出書類の内容確認・修正依頼を行う場合があります。

- ・二次審査の日時や参加方法等の詳細は、申請者に対し、後日連絡します。

11 実績報告・補助金交付について

補助対象者については、実績報告は、事業の進捗に応じて2回に分けて実施することができます。

事業の報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認した後に補助金を交付します。

(1) 実績報告締切

① 実績報告締切（1回目） 令和8年12月18日（金）

② 実績報告締切（2回目） 令和9年3月31日（水）

※「特許の取得」や「試験の実施」等の事業ごとに実績報告を行うため、1回目及び2回目の実績報告締切の際に、完了していない事業に関する経費の支払いはできません。

(2) 提出書類

様式第8号 補助対象事業実績報告書

12 その他の留意事項

- (1) 提出書類等の作成・準備に関する費用については、すべて申請者の負担とします。
- (2) 使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とします。
- (3) 事務局から申請者に対し、必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。
- (4) 審査結果に関する質問は一切受け付けません。
- (5) 提出物は返却しません。なお、提出書類は本補助金審査以外の目的には使用いたしません。
- (6) 予算の都合等により、補助金交付額が減額されることがあります。
- (7) 要件を満たさない補助金交付申請を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、又は必要な手続きを行わない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (8) 補助対象者においては、事業実施中及び事業終了後5年間程度、雇用者数や決算状況等、本事業の効果測定のためのアンケートや実施報告等に対応することとします。
- (9) 本補助金により取得した財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数）に取得財産を処分（売却・廃棄等）しようとするときは、事前に福岡市から承認を受ける必要があります。
- (10) 取得財産等の処分により、収入があるときは、その収入の全部又は一部について、市への納付を命じることがあります。

13 失格事由について

以下に該当する者は失格とし、本事業への申請を無効とする。

- (1) 本要項に定める参加資格要件を満たさなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

- (3) 事務局等の関係者に対する不正な行為が認められたとき。
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わないとき。
- (5) その他、事務局が不正と認める行為があったとき。

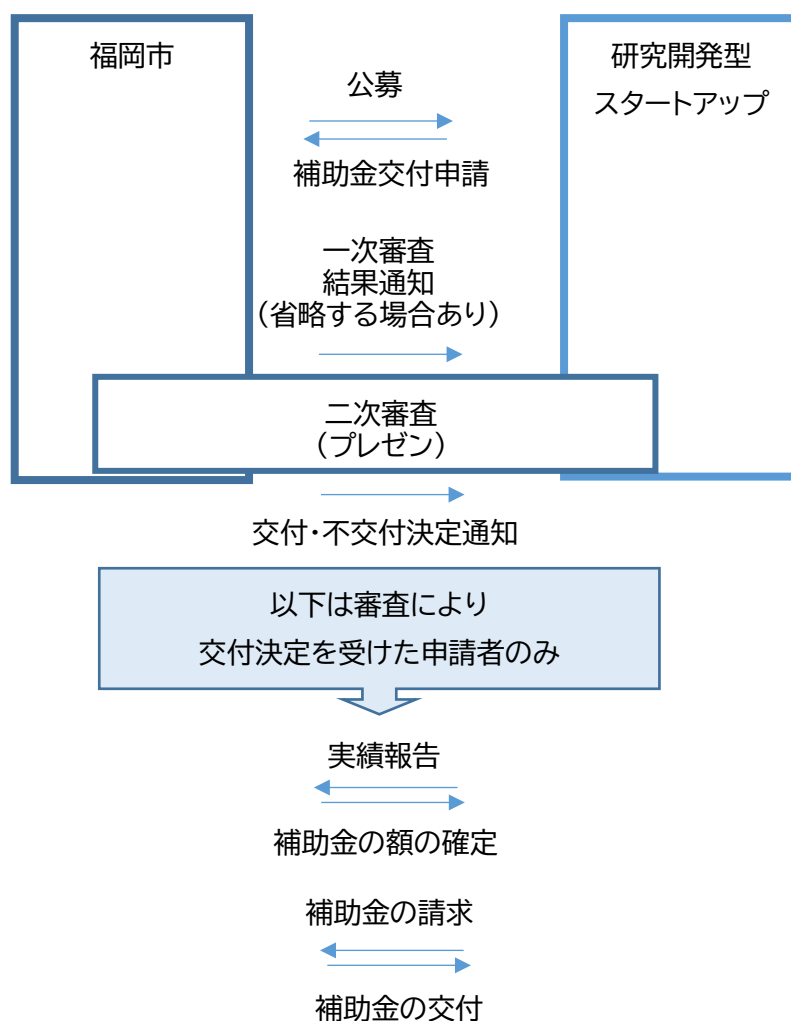
14 関係資料

- ・別紙1 【記載例】交付申請書
- ・別紙2 事業計画書（Aコース申請用）
- ・別紙3 事業計画書（Bコース申請用）
- ・別紙4 役員名簿
- ・別紙5 推薦書
- ・様式第1号 補助金交付申請書
- ・様式第2号 補助対象経費収支予算書（全体）
- ・様式第2号 補助対象経費収支予算書（詳細）
- ・様式第3号 VC等からの出資報告書
- ・様式第4号 質問書

15 事務局

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階
福岡市経済観光文化局創業推進部
担当者：重本、橋爪
電話番号：092-711-4030
メールアドレス：startup.EPB@city.fukuoka.lg.jp

16 事業スキーム



17 参考（評価基準）

A コース評価基準

評価項目	内容	配点
事業の優位性	・従来のものにはない新しい要素・特徴を有するか。 ・従来のものと比較して、優れた要素・特徴を有するか。 ・予想される競合相手が明確で、その対策を盛り込んでいるか。	15 点
市場性・成長性	・ターゲット顧客が明確で、需要が見込めるか。 ・国内外へのビジネス展開が期待できるか。 ・ビジネスモデルが成長性、収益性を有しているか。	15 点
事業計画	・大きく成長が見込める事業計画を有しているか。 ・事業化に向けたスケジュールは明確か。 ・事業パートナーと有効なネットワークがあるか。 ・資金調達の計画は現実的か。 ・本事業の活用により、事業計画の達成に向けた成長が期待できるか。	25 点

その他	・新たな需要や雇用の創出、本市経済の活性化等への寄与や、社会課題解決などが期待できるか。 ・本市における創業のモデルとなり、国内外への情報発信が見込めるか。 ・その他、評価委員が特に魅力的に感じるポイントがあるか。	5 点
-----	---	-----

B コース評価基準

評価項目	内容	配点
事業実施状況	・事業成長に向けて必要な人材（チームメンバー）を有しているか。 ・事業成長に向けて必要な資金を調達できているか。	10 点
事業の優位性	・従来のものにない新しい要素・特徴を有するか。 ・従来のもものと比較して、優れた要素・特徴を有するか。 ・競合相手が明確で、その対策を立てているか。	15 点
市場性・成長性	・ターゲット顧客が明確で、需要が見込めるか。 ・国内外へのビジネス展開が期待できるか。 ・ビジネスモデルが成長性、収益性を有しているか。	15 点
事業計画	・大きく成長が見込める事業計画を有しているか。 ・事業化に向けたスケジュールは明確か。 ・事業パートナーと有効なネットワークがあるか。 ・資金調達の計画は現実的か。 ・本事業の活用により、事業計画の達成に向けた成長が期待できるか。	15 点
その他	・新たな需要や雇用の創出、本市経済の活性化等への寄与や、社会課題解決などが期待できるか。 ・スタートアップ成長のモデルとなり、国内外への情報発信が見込めるか。 ・その他、評価委員が特に魅力的に感じるポイントがあるか。	5 点

※評価（配点合計）において、30 点（5 割）に達しないときは、補助対象者とししない。